

7. 補装具費・日常生活用具

1. 補装具の購入等

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当 (身体・知的)

就労、就学や日常生活の利便を図るために必要な補装具を購入、修理、借受け（一部品目に限る）するときに費用を支給します。支給される費用は、判定等で認められた処方により、それぞれ上限が定められています。

- (1) 視覚障害者用 眼鏡、義眼、コンタクトレンズ、視覚障害者安全つえ等
- (2) 聴覚障害者用 補聴器
- (3) 肢体不自由者用 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、姿勢保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（音声言語機能喪失者含む）等

(対象)

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者の方で更生相談所の判定等により交付が認められた方。ただし、介護保険対象者は介護保険制度を優先します。

※世帯（本人及び配偶者）のうち、市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。対象者が児童（18歳未満）の場合にはこの限りではございません。

(費用負担)

市民税課税世帯の方は、補装具費の1割が自己負担となります。

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、支給額の上限を超えた費用については、全額自己負担となります。

(申請に必要なもの)

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 医師の意見書等、または難病患者と分かるもの（特定疾患医療受給者証、登録者証等）
- (3) 補装具製作修理見積書

※購入、修理、借受け後の助成はできません。補装具の種目によって手続き方法が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2. 日常生活用具等の給付

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当 (身体・知的)

日常生活を容易にするための各種用具及び住宅設備改善の費用を給付します。給付種目及び対象者は次ページからの表(37～44ページ参照)のとおりです。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方、または難病患者の方。ただし、介護保険対象者は一部品目を除き、介護保険制度を優先します。

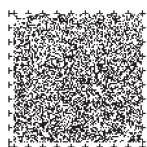
※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）のうち、市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。

(費用負担)

市民税課税世帯の方は、日常生活用具購入価格の1割が自己負担となります。ただし、ストマ装具、紙おむつ等、人工鼻、点字図書については、1割部分についても給付を受けることができます。

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、給付限度額を超えた費用については、全額自己負担となります。

また、点字図書の一般図書購入価格相当額は自己負担となります。

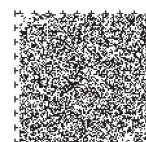


※購入・工事後の助成はできません。必ず事前に相談してください。

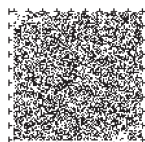
品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
特殊寝台	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	寝返りや起き上がりができない方	頭部又は、頭部かつ脚部の傾斜角度を個別に設定することができるもの。マットレスは含まない
				床からの立ち上がりができない方や支えがないと座った姿勢が維持できない方	
	内部	1～4		補装具として車椅子の交付を受けており、立ち上がりや座った姿勢を維持するために支援が必要な方	
	難病患者	－		寝たきりの状態にある方	
特殊マット	下肢・体幹・移動	1・2	3歳以上	自力での排泄が困難な方	失禁等によるマットの汚損を防止するための、表面加工が施されているもの
	知的	1・2			
	精神	1			
	難病患者	－		寝たきりの状態にある方	床ずれ予防または失禁等による汚染、若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
	下肢・体幹移動	1・2		一日の大半を寝たきりで過ごすため、医師により褥創予防が必要と認められた方	多層空気室構造等の除圧機能を持ち、床ずれ予防に効果があるもの
特殊尿器	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	寝たきりのため下着交換にあたって家族その他の方の介護を常時必要とする方	自動的に尿を吸引することができるもの
	難病患者	－		自力で排尿できない方	
入浴担架	下肢・体幹移動	1・2	3歳以上	入浴にあたって家族その他の方の介護を常に必要とする、座位保持または起き上がりのできない方	寝た状態のままで入浴することができるもので、安全性が確保されているもの
体位変換器	下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	寝返りができないため、常に介護を必要とする方	介護者が容易に、寝返りをしたり姿勢を変えるのを補助できるもの
	難病患者	－		寝たきりの状態にある方	



補装具費
日常生活用具



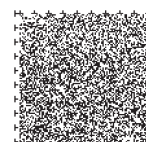
品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
移動用リフト	下肢・体幹 移動	1・2	3歳以上	移乗または立ち上がりの できない方	吊り上げ方式等（天井走 行型を除く）により利用 者の移動を補助するもの
	難病患者	－		下肢または体幹機能に障 害のある方	
訓練いす	下肢・体幹 移動	1・2	3歳以上 18歳未 満	－	立ち上がりや座位保持の 能力を高めるために必要 な訓練機能を持つもの
訓練用ベッド	下肢・体幹 移動	1・2	6歳以上 18歳未 満	下肢または体幹機能に障 害のある方	腕または脚の機能の向上 のための訓練ができる器 具を備えたもの
	難病患者				
入浴補助用具	下肢・体幹・移動	－	3歳以上	入浴に介助を必要とする 方	シャワーチェアや手すり など、入浴時の移動や座 位の保持、浴槽へ入る補 助をすることができるも の。工事費は含まない。
	難病患者				
便器	下肢・体幹・移動	1・2	6歳以上	－	ポータブルトイレなど、 手すりのついた腰掛け式 のもので、安全に配慮さ れたもの
	難病患者	－		常に介護を要する方	
頭部保護帽	平衡・下肢 移動・体幹	－	－	障害により転倒の恐れのある方	転倒の衝撃から頭部を保 護することができるもの
	知的			てんかんの発作等により 頻繁に転倒するおそれのある方	
	精神				
歩行補助つえ	身体	－	－	歩行の際につえが必要な 方	棒状またはT字型のもの
移動・移乗 支援用具	平衡・下肢 移動・体幹	－	3歳以上	自宅での移動に介助や手 すり等を必要とする方	手すりやスロープなど、 転倒予防や立ち上がりの 動作補助、車椅子への移 乗の補助、段差解消など の機能を持つもの。工事 費は含まない。
	難病患者			下肢または体幹機能に障 害のある方	
特殊便器	上肢	1・2	6歳以上	自分で排便の後始末がで きない方	ウォシュレット等、温水・ 温風を出すことができ排 便の処理ができるもの。工 事費は含まない。
	知的	1・2			
	難病患者	－		上肢機能に障害のある方	



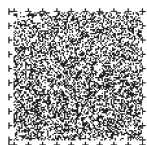
品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
火災警報機	身体	1～4	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	煙や熱を感知し、音または光により屋内外に火災の発生を知らせることができるもの。取り付けに要する費用を含む。
	知的	1～4			
	精神	1～3			
電磁調理器	視覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声案内機能や安全装置などがあり、障害のある方でも容易に使用することができるもの
	上肢	1・2			安全装置があり、障害のある方でも容易に使用することができるもの
	下肢・体幹・移動	1			
	知的	1・2			
	精神	1・2			
音響案内装置	視覚	1	—	—	歩行時間延長信号機用小型送信機（施設等に設置されている送信機の音声案内を受信できるもの、または信号機に設置された装置に歩行時間延長信号を送信できるもの）及びその送受信機から発信される信号を受信して自宅等の位置を知らせることができるもの
		2			歩行時間延長信号機用小型送信機
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	呼び鈴や電話の呼び出し音などを、視覚や触覚による信号に変換するもの
透析液加温器	腎臓	1	—	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析を行うために、医師により給付が必要と認められた方	自己連続携行式腹膜灌流法に使用する人工透析液を安全に加温できるもの
自動消火器	身体	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火を行うことができるもの
	知的				
	精神				
	難病	—			
ネブライザー（吸入器）	呼吸器	1～3	—	—	薬液を霧状にして噴霧する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの
	身体			医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	—			



補装具費
日常生活用具



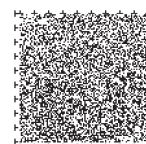
品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
電気式 たん吸引器	呼吸器	1～3	－	－	口腔・気管内の痰を吸引する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの
	身体			医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	－			
盲人用体温計	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声等による案内機能を持つもの
盲人用体重計	視覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声等による案内機能を持つもの
携帯用会話 補助装置	音声・言語	－	6歳以上	口話、筆談、手話等によるコミュニケーションが困難な方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を持つもの
	肢体				
情報・通信 支援用具	視覚	1・2	6歳以上	パソコンを使用しないと文字が読めない方	パソコンを操作する際に必要となる画面音声化等のソフトウェア及びその操作に必要な周辺機器（視覚障害者向けに特殊な機能を持つものに限る。）で対象者が容易に使用することができるもの
	両上肢	1		パソコンを操作する際に特別な機能を必要とする方	パソコン操作を補助するための特殊キーボード、ジョイスティックその他の周辺機器等で対象者が容易に使用できるもの
点字ディスプレイ	視覚	1・2	6歳以上	点字の利用が可能な方（習得希望者含む）	文字等のパソコンの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器	視覚	－	6歳以上	点字の利用が可能な方（習得希望者含む）	据置式もしくは携帯式で、点字を書くための補助機能を持つもの
点字タイプライター	視覚	1・2	6歳以上	就学・就労している方（就労見込含む）	点字により入出力が行えるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	1・2	6歳以上	字を読むことが困難な方	音声等による操作案内機能を持ち、音声を録音及び再生することができるもの
視覚障害者用ラジオ受信機	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	テレビ音声やAM/FM放送を受信する機能を有しFM補完放送に対応するもの



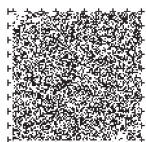
品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
視覚障害者用 情報認識装置	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、 またはこれに準ずる世帯 に属する方	文字・色・物品などの様々 な情報を、音声等に変換 して案内する機能を持つ もの
視覚障害者用 読書器	視覚	－	6歳以上	文字等を読むことが困難 な方で、本装置により文 字等を読むことが可能に なる方	文字等を簡単に拡大して モニター等に映し出せる もの
				文字等を読むことが困難 な方で、本装置により文 字等を認識することが可 能になる方	文字等を認識し、音声信 号に変換して出力するこ とができるもの
	視覚・難病			夜間等の低照度環境下に おいて文字等を認識する ことが困難な方で、装置 によりそれが可能になる 方であって、医師により 給付が必要と認められた 方	夜間等の低照度環境下 において、捉えた像の光を 増幅させ、目の前のディ スプレイに投影すること で広範囲の視野を補うも ので、対象者が容易に操 作しうるもの
盲人用時計	視覚	1・2	18歳以上	－	触読、触感または音声に よる案内により、現在時 刻等の確認ができるもの
聴覚障害者用 通信装置	聴覚・音声言 語	－	6歳以上	聴覚・音声言語に著しい 障害があり、コミュニケー ション、緊急連絡等の手 段として必要な方	一般の電話回線に接続す る機器で、FAXやTV 電話など、音声の代わり に文字等により通信が可 能なもの
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚	1～3	6歳以上	－	障害のある方に向けた文 字放送を受信し、テレビ に表示する機能があるも の（地上波デジタル放送 用機器など、一般向け放 送機器は除く）
人工喉頭	音声・言語	1～4	－	－	喉頭の代わりに音源を口 腔内に導き、構音化する ことができるもの。または、 電氣的に音声を拡大する 等により発声の補助を行 うもの
点字図書	視覚	－	6歳以上	点字の利用が可能な方	活字を点字に翻訳したも ので、年間6タイトルま たは24冊まで



補装具費
日常生活用具



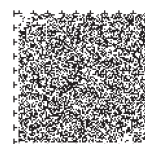
品目		給付条件				対象となるもの
		障害種別	障害等級	年齢	その他	
ストマ 装具	消化器系	直腸・小腸	—	—	ストマを造設されている方	パウチ並びに、これを使用する際に必要となる以下に掲げる周辺用具及びそれらと用途を同じくするもの 【皮膚保護材、固定用ベルト、サージカルテープ、コンベックス・インサート、剥離剤、皮膚被膜材、下肢装着型蓄尿袋、夜間蓄尿袋、パウチカバー、皮膚保護剤穴開け専用はさみ、消臭剤】
	尿路系	膀胱・小腸				
紙おむつ等		身体	—	3歳以上	脳原性運動機能障害により、排泄の意思表示や処理ができず、医師により給付が必要と認められた方	紙おむつや脱脂綿、ガーゼ、さらし、洗腸装具など、排泄にあたり必要とするもの
		小腸・直腸・膀胱			二分脊椎により、排泄の意思表示や処理ができず、医師により給付が必要と認められた方	
収尿器		身体	—	—	脊椎損傷、二分脊椎等により、自力での排尿が困難な方	寝たままの姿勢、または座位状態で利用できるもので採尿器と蓄尿袋が一式となっているもの
浴槽		下肢・体幹移動	1・2	6歳以上	—	障害のある方が安全に利用できるよう配慮されたもの。給湯器を同時に取り付ける場合には、給付対象に含める。
フラッシュベル		聴覚・音声言語	1～3	6歳以上	—	呼び鈴や電話などの呼び出し音を、光に変換するもの
会議用拡聴器		聴覚	1～4	6歳以上	—	話し手の声を電波などで直接デジタル補聴器に送信するなどして、発言内容を伝える機能を持つもの
携帯用信号装置		聴覚・音声言語	1～3	6歳以上	—	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚することができるもの



品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
ガス安全システム	身体	－	18歳以上	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方で単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	異常発生時や天災時にガスを自動的に遮断できるもの
	下肢・体幹移動	1		単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	
空気清浄器	呼吸器	1～3	18歳以上	－	一般的な空気清浄器のうち、対象者の必要とする機能を持つもの
エアコン (ルームクーラー)	身体	－	18歳以上	頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した方で医師により給付が必要と認められた方	一般的なエアコンのうち、対象者の必要とする機能を持つもの
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和濃度測定器）	肢体不自由	1・2	－	ALS等のため医師により給付が必要と認められた方	障害のある方が容易に使用できるもので、動脈血中酸素飽和濃度を測定できるもの
	呼吸器	1～4		医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	－			
手動式人工呼吸器	肢体不自由	1・2	－	ALS等により人工呼吸器を使用しており、医師により給付が必要と認められた方	障害のある方及びその家族が医師の指示書を元に安全かつ容易に使用できるもの
	呼吸器	1～4		人工呼吸器を使用しており、医師により給付が必要と認められた方	
埋込型用人工鼻（HMEカセット、ベースプレート）	音声・言語 そしゃく	－	－	喉頭を全摘出し常時埋込型の人工喉頭を使用している方	障害のある方が容易に使用できるもの
住宅設備改善【小規模改修】	下肢・体幹・移動	1～3	6歳以上 65歳未満	－	1.手すりの取付け 2.段差の解消 3.滑り防止または移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 4.引き戸等への扉の取替え 5.洋式便器等への便器の取替え 6.その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる改修
	内部	－		補装具として車椅子の交付を受けた方、もしくはこれに準ずる方	
	難病	－		下肢または体幹機能に障害のある方	
	上肢	1・2		特殊便器の取付けを行う方	特殊便器への取替えに伴う用具の購入費及び改修工事費



補装具費
日常生活用具



品目	給付条件				対象となるもの
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
住宅設備改善 【中規模改修】	下肢・体幹・移動	1・2	6歳以上 65歳未満	—	1.小規模改修の給付を受けてなお超過額が発生するもの 2.小規模改修の対象とならない便所、浴室、玄関、居室、台所等の改修に係るもので、対象者の生活動作等の補助のため、市長が必要と認めるもの ※特殊便器工事を含む場合、上肢2級以上が追加条件となります。
	内部	—		補装具として車椅子の交付を受けた方、もしくはそれに準ずる方	
住宅設備改善 【屋内移動設備】	上肢・下肢 体幹・移動	1	6歳以上	歩行ができない状態の方	天井走行型リフト、階段昇降機等の固定レールを設置し、対象者の体を保持し、屋内の移動を支援する設備の機器本体及び設置に係る費用
	内部	—		歩行ができない状態の方で、補装具として車椅子の交付を受けた、もしくはそれに準ずる方	

3. ③ 心身障害者（児）のおむつの給付 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

種目	対象者			方法	助成限度額	所得制限
おむつ	年齢	手帳	障害種別／等級	現物の支給 〔入院等の場合は〕 購入費の助成	月額 10,000円	あり
	3歳以上	身体障害者手帳	肢体不自由 1・2級			
		愛の手帳	1・2度			

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円以上の方、他の制度でおむつ等の支給を受けている方は、対象外となります。

（申請に必要なもの）

- (1) 身体障害者手帳・愛の手帳 (2) 本人名義の口座番号がわかるもの（現金助成の申請の場合）

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

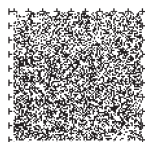
4. 中等度難聴児補聴器購入費助成 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

中等度難聴児の言語の習得や生活能力等の向上のために、補聴器本体を購入する際にかかる費用について、144,900円までを助成します。消耗品の購入や、本体・部品の修理にかかる費用は対象となりません。

（対象）

18歳未満で、市内に住所を有する、次のいずれにも該当する児童

- (1) 身体障害者手帳（聴覚障害）の認定基準に該当しないもののうち、両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上の児童
(2) 補聴器の使用により、言語の習得、生活能力の向上等が期待できると医師に判断さ



れた児童

(費用負担)

市民税課税世帯の方は、補聴器購入費の1割が自己負担となります。生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、助成額の上限を超えた費用については、全額自己負担となります。

(申請に必要なもの)

- (1) 中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
- (2) 補聴器購入費見積書
- (3) その他調査に必要とする税証明等

※購入後の助成はできません。必ず事前に相談してください。

5. 盲人用具の販売あっせん

音声時計、触読式時計、音声体温計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、白杖など購入できます。直接、日本点字図書館及び日本視覚障害者団体連合へお申し込みください。

窓 口

日本点字図書館用具事業課

TEL : 03-3209-0751

FAX : 03-3200-4133

わくわく用具ショップ

HP : <https://yougu.nittento.or.jp/>

日本視覚障害者団体連合用具購買所

TEL : 03-3200-6422

FAX : 03-3200-6428



補装具費
日常生活用具

